

第四章  
近  
世

## 第一節 近世農村の形成

### 一村の成立

#### 福島検地と村の成立

慶長五年（一六〇〇）の関が原の戦いに敗れた毛利氏は、広島城を没収されて、防長二か国へ移封され、そのあと安芸・備後二か国を領知する大名として、福島正則が尾張国清須城から移封された。正則は豊臣秀吉の取立大名で、秀吉による近世的な政策すなわち検地や刀狩りなどによって、中世以来の有力農民が小農民を働かせて農業を行う、土豪的な性格をなくし、また家臣団の城下集住を徹底させることによって、かれらが農村と直接に結びつくような支配の制度をなくするなど、毛利氏の中世的な政治・社会的な体制を排除することに努力した。その中心的なものが福島検地といわれる慶長六年の領内総検地である。正則が入国早々に行ったこの検地は、大崎玄蕃・間島美作を総奉行に任じ、各地に検地奉行を派遣して実施されたが、安南郡熊野村に派遣されたのは湯浅助左衛門・靍見平右衛門・松井小兵衛の三名であった。面積測定に用いる間尺としては、六尺五寸を一間とする毛利氏以来のものをを用いたが、三六〇歩一反の制をやめて太閤検地の三〇〇歩一反の面積表示としている。また耕地の生産力査定の日安となる田品は、太閤検地の四段階よりさらに細分化された区分け、すなわち上上・上・上中・上下・中上・中・中々・中下・下上・下・下中・下々・下々中・下々下・見付の一五段階を設定しながら、表4—1—1のごとく村々により異なった斗代（石盛）をみると

めている『広島県史』<sup>近世1</sup>。ここで注目されるのは、熊野村は隣接の押込村との比較上、田方については斗代は同一であるのに、畑方では熊野村の方が段当り一斗ないし五升ずつ低く計算されていることである。ちなみに、この畑方の斗代は西条盆地の賀茂郡下見村のそれと



図4-1-1 福島検地帳 右は(表紙)、左は裏表紙裏(慶長6年)

表4-1-1 慶長6年福島検地の田品と斗代の例

	安 南 郡				佐 東 郡		賀 茂 郡	
	熊 野 村		押 込 村		久 地 村		下 見 村	
斗代	田	畑	田	畑	田	畑	田	畑
上 上	石 1.4	石 0.7	石 1.4	石 0.8	石 1.5	石 0.8	石 1.3	石 0.7
上 中	1.3	0.6	1.3	0.7	1.3		1.2	0.6
上 下	1.2	0.5	1.2		1.2		1.1	0.5
中 上							1.4	
中 中	1.1	0.45	1.1	0.5	1.1	0.5	1.0	0.45
中 中	1.0	0.4	1.0	0.45	1.0		0.9	0.4
中 下	0.9	0.35	0.9	0.4	0.9		0.8	0.35
下 上								
下 下	0.8	0.3	0.8	0.35	0.8	0.35	0.7	
下 中	0.7	0.25	0.7	0.3	0.7		0.6	0.25
下 々	0.6	0.2	0.6		0.6	0.25	0.5	0.2
下々中							0.4	
下々下	0.5	0.15						
下々山田	0.5							

備考 熊野村は「安芸国安南郡熊野村御検地帳」(熊野町海上家蔵)による  
他村は『広島県史』近世1表55による

表4-1-2 庄屋宗叶の名請地（慶長6年11月）

番号	ホノギ	田品	畝・歩	分米(石)	備考
1		居屋敷	畝歩 9.20	石 1.450	
2		〃	4.02	0.610	
3		〃	1.06	0.180	
4	やしきの下	上田	24.12	3.416	
5	かうめういん	中田	19.23	2.174	
6	八右エ門田	〃	18.20	2.053	
7	よこ山	下々田	42.00	2.520	
8	ほけた	〃	11.00	0.660	
9	やしきのまへ	上畠	4.00	0.280	
10	てらのまへ	〃	3.05	0.221	
11	あふらめん	〃	7.19	0.534	
12	下ノ原	中畠	8.00	0.360	
13	下ノ原	下畠	21.00	0.630	うち5畝(1斗5升)古荒
14	せうか	〃	2.10	0.070	
15	せうわん	下々畠	5.12	0.108	
16	よこ山	〃	1.00	0.020	
屋敷・田・畠合計			179.07	15.286	

第一節 近世農村の形成

同一である。これについては、たんに熊野村の地勢・地質などの自然的条件のみで考察するよりも、他の条件ともあわせて検討すべきものと思われるが、その点については後考をまつほかはない。

ともかくも、この福島検地によって決定された熊野村の耕地を中心とする土地生産力ないし屋敷などへの課税基準すなわち分米高の合計は二五五八石六斗五升三勺で、従来の熊野郷でない近世村落としての熊野村の確定がなされたという点で大きな意味をもち、それは福島氏改易後紀州から入部した浅野氏の藩政下の行政貢租賦課の単位として受け継がれたのである。

福島氏時代の熊野村

福島検地帳に記載された二七八四筆の土地面積の内訳は田が二二〇町四段四畝二歩、畠が四三町四段六畝五歩、屋敷が一〇町一反一畝二

三步であり各筆の土地の肩書にあたるホノギす

なわち所在地名は表4—1—2・3・4のように、具体的であったため、現在の小字名とくらべ、合致するものは少ない。

次に名請人の数は、肩書が付せられているものをあげると三六八名にのぼるが、肩書きの記入のないものがあるにのぼっており、名寄帳の作成が不可能とはいわぬまでも、きわめて困難であるため、庄屋あるいは僧侶、その他注目される肩書ないし職能をもつ登録人をあげて検討したい。

検地帳登録人の事例

まず庄屋宗叶については、名請地は表4—1—2のごとくで、計一六筆高一五石二斗八升六合と村内最高額を占めているが、その内訳は居屋敷三、田五(うち上田一)、畠八(こ

表4—1—3 横山六郎右衛門の名請地

番号	ホノギ	田品	畝・歩	分米(石)
1	横山	居屋敷	7.06	1.080
2	同	上中田	27.02	3.520
3	同	中田	3.18	0.396
4	同	〃	22.25	2.512
5	助二郎た	〃	1.00	0.110
6	同	下田	2.10	0.1866
7	さやのさこ	下々田	6.00	0.360
8	同	〃	7.25	0.470
9	からすた	〃	20.00	1.200
10	助二郎た	〃	22.20	1.360
11	はんしようた	〃	25.10	1.520
12	上よし	〃	28.00	1.680
13	横山	中畠	8.06	0.369
14	同	〃	2.20	0.120
15	同	下畠	1.02	0.032
16	助二郎田	〃	3.22	0.112
屋敷・田・畠合計			172.19	15.0276

のうち上畠三)筆から成っており、上田は屋敷下、上畠は屋敷の前や寺の前と記入されているように居屋敷の隣接地にあることが注目される。なお、宗叶という人名は僧侶かともみられ、前記寺の前という記述により、庄屋の屋敷と寺とは近接していたと考えられる。ただし、その寺名等については、後述にゆずる。

次に庄屋宗叶とほぼ総石高が匹敵する一五石二升七合余を保有する横山の六郎右衛門は、表4—1—3のように、同じホノギの所に田三筆、畠三筆、居屋敷一の計七筆、七反四畝一九

表4-1-4 みやのまへ惣兵衛の名請地

番号	ホノキ	田品	畝・歩	分米(石)
1	みやのまへ	居屋敷	畝歩 3.00	石 0.450
2	かうのもと	中田	20.10	2.2367
3	すなのかいち	下田	1.00	0.080
4	同	下々田	10.00	0.600
5	ひらいわ	〃	3.00	0.150
6	三戸山	〃	10.00	0.600
7	みとうさこ	下々下田	5.25	0.1414
8	いしかつほ	〃	39.15	1.980
9	やふた	〃	4.00	0.200
10	梅ノ木とうり	〃	3.00	0.150
11	同	〃	2.00	0.100
12	なかた	〃	12.00	0.600
13	まつのもと	〃	7.20	0.3833
14	ひらいわ	〃	1.00	0.050
15	三戸山	〃	6.15	0.325
16	宮ノ前	上 畠	1.00	0.070
17	同	上 中 畠	5.10	0.320
18	くろはたけ	〃	8.25	0.530
19	宮ノ前	中 畠	4.10	0.145
20	すなのかいち	下 畠	2.19	0.079
21	ひらいわ	下 々 畠	2.15	0.0375
屋敷・田・畠合計			156.05	9.2779

歩、八石二升九合の土地を保有し、さやのさこ、助二郎田など他のホノギの九筆を加えた総石高の過半を占めている。しかも田品は上中田と中田であり、前述の庄屋宗叶の場合と等しく、居屋敷の近くに上位の田品の耕地を保有していた。

次に柳山神社のある宮前(みやのまえ)に居屋敷一をもつみやのまへ惣兵衛は、表4-1-4のようにかうのと・すなのかいちなどの各ホノギに計二〇筆の耕地を保有しているが、屋敷のある宮前には田地はなく、田品中以上の畠三筆計一反二〇歩、五斗八升五合を保有するのみで、総計一町五反六畝五歩、高九石二斗七升七合余の田

畠の大部分はすなのかいち・ひらいわ・みとうさこなどにあった。そのうち、三筆高五斗四升六合にすぎない畠にくらべ、一〇筆高六石二斗三升八合にのぼる田は、中田一、下田一、下々田二、下々下田六筆というように田品の低いものが多く、前記の庄屋宗叶・横山の六郎右衛門とは対照的であるといえる。

以上、比較的、石高の多い百姓の土地保有の一例をみたが、

次に神社・寺院関係あるいは百姓以外の職掌にたずさわる名請人について、二、三のべてみたい。

百姓以外の職掌をもつ名請人

まず大夫の名称で登録されているものについては、とくほうしに神田として上中田二石一斗二升三合余、いわい免に下田三斗三升三合三勺計二石四斗五升六合六勺を保有しているが、詳細は不明である。次に宮か迫に中田二筆計二石六斗二升を保有する新田新右衛門、神てん(神田か)に居屋敷一と上田・中下田各一、計四筆で高七石四斗三升九合九勺を登録されている善兵衛(肩書なし)などは、百姓として神田の耕作等にあたったものとも思われる。

次にあぶらめに庄屋宗叶と並んで居屋敷をもつ玉泉寺の慶円は、寺のうちに上畠高六斗三升四合七勺、ぶっしゃうめんなどに上田・上下田・下田・下下田・中畠各一ずつ総計七筆、面積六反四畝八歩、高六石九斗四升八合七勺を登録されている。また同寺に関係する人として、てら与七および庄やのわき与七があり、前者はひとつまちに中田四畝一六歩高四斗九升九合を登録され、後者はてらのわきに居屋敷と上畠一畝一〇歩計二筆で高四斗五升三合三勺の名請人となっている。玉泉寺および庄屋宗叶とそれぞれが深く関係していたものと推定される。ちなみに玉泉寺慶円が何宗の僧であったか、玉泉寺の後はどうなったのかについては明らかでない。

次に地けん寺(じげん寺)という名称で、三十め・清水の迫にそれぞれ下々田二反一〇歩、下畠一反一〇歩計二筆、高合計五斗一升の登録を受けたものと、地けん寺というホノギに居屋敷(四畝)一筆、上田二筆計三筆四反三畝、下畠二畝、下々下畠六畝の二筆計八畝、それに加えて地げん地ノ迫に中下田一反七畝二〇歩一筆、総計六筆高八石三斗六斤の土地を登録されたそよう(肩書なし)との関係も明確でないが、密接な関係があるものとすれば両者を合計した石高は八石八斗七升にのぼり、前記玉泉寺の高をしのぐことになる。ただしこの件についても、また地けん寺という寺が何宗で、いつまで熊野村にあったかということなども明らかでない。

このほか、円福寺・かうめういん・十林寺・せんこうほう(善光坊)という名称がホノギ名として記されているが、円福寺・かうめういんの由来については不明である。十林寺については『芸藩通志』卷三十九に熊野村新宮原にあったものといひ、文政年間当時毘沙門堂一字が残っていた旨を記している。またせんこうほう(善光坊)も古くから廃寺となったものと思われるが、その在所を名乗るせんこう坊七郎左衛門は、ゑのさき・きつねたなどに上田一筆ずつ計二筆二石一斗四升七合を含む九筆で総計七石二斗五升六合九勺の土地を登録されており、同名の名は『広島県史』(古代中世資料Ⅱ)所収、一二六三「厳島社領安芸国安南郡熊野郷打渡坪付」のうちの「御子内侍給」の最初にみえるせんかう坊七郎左衛門にあたるもので、ゑノ木にある田三畝二〇歩、分米二斗五升の名請人であり、ゑノ木とゑのさき、上田三畝一〇歩、分米四斗六升七合というように両者の間に何らかの関係が見出されるかと思われるが、後考をまちたい。

次に宮ノくび(宮ノ首)に居屋敷一畝・中畠四畝一〇歩各一筆ずつ登録されている「五右衛門そへ」として、皮革細工人のかわやの名請けがみられ、また井手の原に居屋敷一畝六歩、下々畠四畝をもつかわやも百姓と並んで名請けしている。これらは広島城下のかわやが、皮革あるいは皮製品の調達という職能を中心に、職人・商人の地位を獲得していったことと相応じて、農村でも身分的に分附的な記載が変化し、あるいは「土地保有がすみ、百姓化の方向を進めることができる」『広島県史』近世ⅠのⅡ4というような上昇への展望が開けている人たちであったと思われる。

## 二 村切りと村高の固定

### 浅野氏の芸備入国

元和五年（一六一九）福島正則は幕府に無断で広島城を修築したという理由で改易され、津軽国へ、次いで信濃国へ移されて、約二〇年にわたる福島氏の藩政は終わった。それに代わって浅野長晟が紀伊国和歌山城から移封し、新広島城主として入部、以後その子孫が明治維新まで相ついで芸備両国のうち一六郡四二万六五〇〇石余を支配することとなった。この領地高は先述のような福島検地で確認された村高を基礎にしたものであったが、いわゆる熊野郷を中心にした七区域ともいべき、熊野・平谷・川角（以上現熊野町）・押込・苗代・焼山・栃原（以上現呉市）の村域とは異なっていた。すなわち元和五年八月付の「安芸国御知行帳」には安南郡の栃原・やけ山・熊野・縄代の四村の名はみえるが、平谷・川角・押込の三村はなく、公式には矢野村の中にこめられていた。『広島県史近世資料編』二しかし、このことについて正徳年間作成の「広島藩御寛書帖」には安芸郡矢野村のところで「只今免帖ニハ五ヶ村ニ分リ申候」と記され、また「矢野村・押込村・平谷村・大屋村・川角村」とあり、いずれも朱書されている。『広島県史近世資料編』『寛文印知集』には村名が記されず村数のみで不明であるが、のちの『芸藩通志』や『郷村帳』においては右五か村は明確に分けられている。しかし、このような村切りがいつ行われ、それがいつから公式的なものになったのかという点は不明な部分が多い。一つの手掛りは「正保三年九月廿七日安南郡河角村地詰之帳」が現存し、実質的には独自の行政単位であることが知られること、また、この村は寛永十八年（一六四一）奴可郡東城町に配置された家老浅野孫左衛門高英の給知とされていることなどから、寛永末・正保初ころには矢野村から離されるようになったものと考えられる。平谷村その他も同じころ

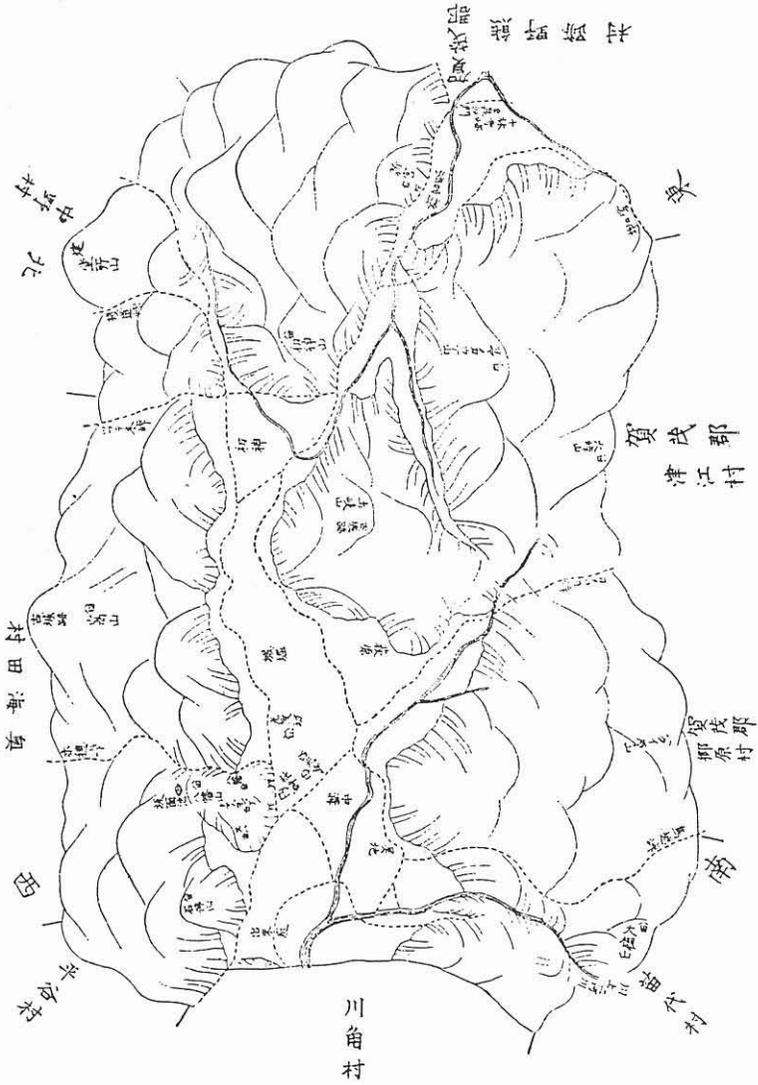


図4-1-2 安芸郡熊野村絵図(『芸藩通志』による)

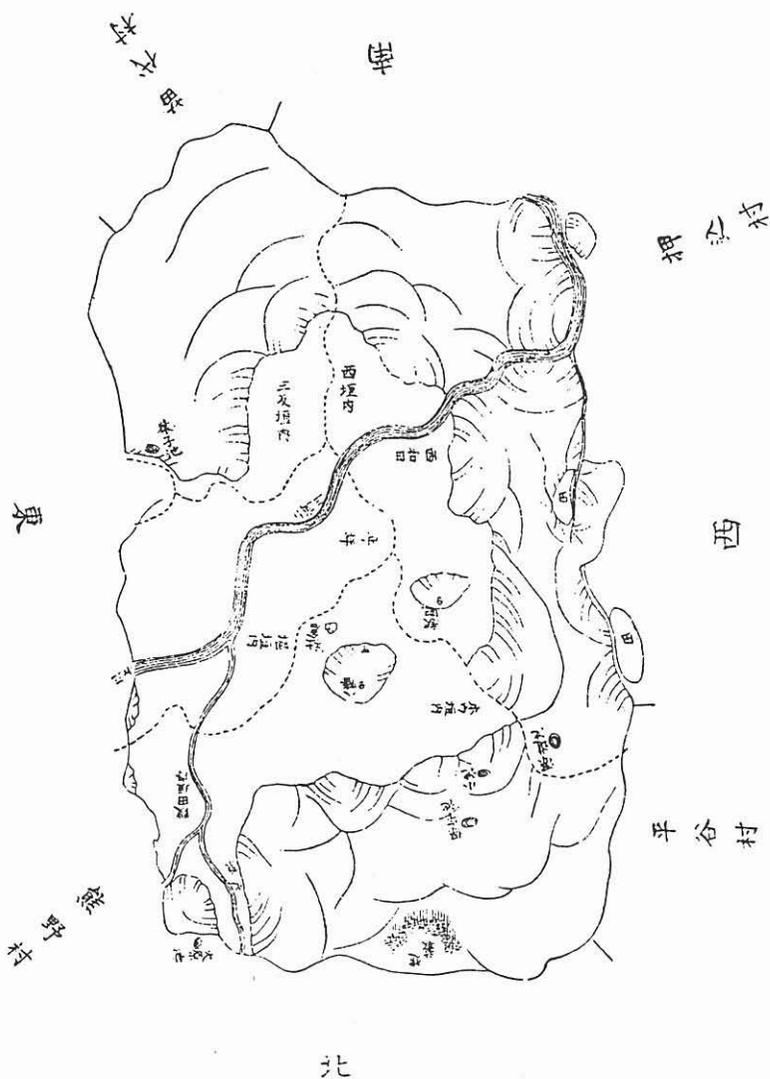


図4-1-3 安芸郡川角村絵図（『芸藩通志』による）

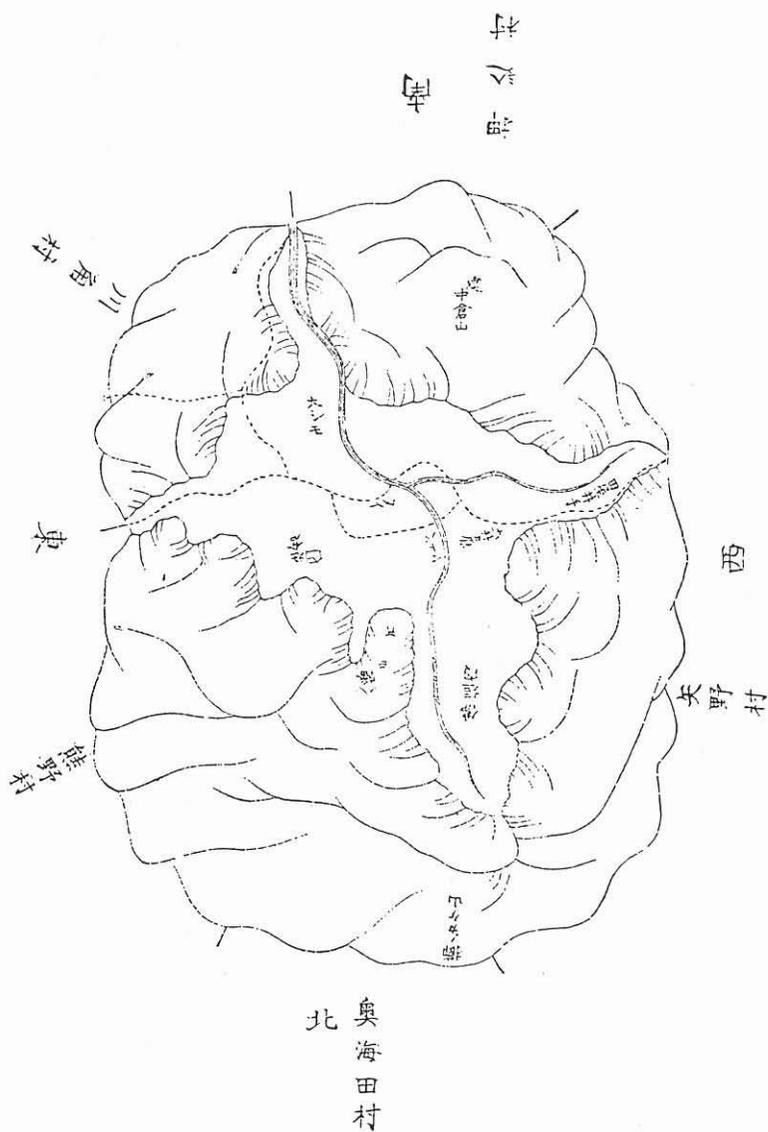


図4-1-4 安芸郡平谷村絵図（『芸藩通志』による）

に村切りが行われたものと察せられるが、明らかではない。

ちなみに川角村では、寛永十年のころの庄屋は伝三郎であった『安芸府中町史』第三巻年表。

### 正保三年の川角村地誌

広島藩では浅野光晟あさのが二代藩主となったとき、藩領五万石を分けて三次藩を分立させ、庶兄長治をその藩主とするために、全領知高を再確認する必要が生じたこと、また福島検地からほぼ三〇年が経過して、土地の情況・生産力の変化が生じていることなどをふまえて、寛永十五年（一六三八）に蔵入地、正保三年（一六四六）には給地に対して地誌（幕府へ公式に提出するものではなく、一藩で行う私的な検地を意味するもの）を行っている。この結果については先述の川角村の地誌帳によって作成した表4-1-5で、そのあらましを知ることができる。すなわち田七三、畠五三、屋敷一九、給主手作地四合計一四七筆にのぼる小地区画（いわゆるマチ）全体は、八町九反一三歩、分米すなわち高は九七石五斗四合二勺になっている。藩内を通じて一般に、寛永あるいは正保の地誌による村高の確認ないし修正の数値が、「広島藩のその後の村高の基準となり、その地誌帳は御本帳ともよばれて、村々で最も重んぜられた」とされているが『広島県史』近世1、川角村については前記表よりも五八石七斗九升五合八勺も多い一六一石三斗が、明治初年まで変わることなく村高となっている。正保の地誌のとき「荒畝無」として一応削除されたものが、同地誌帳の末尾に「右之通ニ地誌をさせ、帳ヲ作り渡候間、右荒之内少つゝもひらかせ候やうニせいを出し可申候以上」と記されている趣旨を体して、他村と同じく慶長検地の村高に復旧することに努力させ、右のような打出しを得たものと考えられる。

表4-1-5 正保3年安南郡川角村の畝高と分米の内訳  
(同年「安南郡河角村御地誌帳」による)

地目	畝・歩	分米
田	畝歩 612.21	石合 73.366.5
当開	15.23	1.557
定田	53.15	5.405
畠	126.01	7.017.6
屋敷	12.21	1.605
手作田	69.22	8.654.3
計	890.13	97.504.2